

道路占用の対価(占用料)の現状

1. 占用料に係る関係条文

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による**占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める**。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

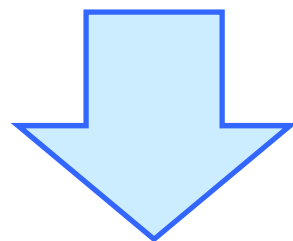
第十九条 **指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額**（第七条第十号及び第十一号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）**に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した**占用の期間（略）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額**（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする**。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2～4 （略）

2. 占用料の法的性質

一般的に公共用物の占用料の性質については、対価説と報償説の2つの考え方がある。

- ①対価説 … 公共用物の利用によって占用者が受ける利益を徴収するという考え方
- ②報償説 … 公共用物の管理は住民一般の負担において行われるものであるのに、占用は、特定人に特別の仕様を許し、かつ、公共用物の管理費用を増加させるものであるから費用の一部を徴収して負担の公平を図るという考え方



- 占用料の算定に当たっては、土地の使用について現に明確な受益が発生している（一般の土地の賃貸借に類似している）ことに着目し、対価説を基に占用料額を定めている。

3. 占用料の計算方法

計算方法

占用料の額は、「道路価格×使用料率×占用面積（×修正率）」により算出されている。

これは、不動産の賃料算定における積算法（土地の時価に期待利回りを乗ずる方法）を参考としている。

定率物件と定額物件

占用料の額は、物件を設けようとする場所の道路価格に一定の率を乗じて算出するのが基本であり、この方式により占用料額を算定している地下街、高架下建築物、SAの休憩所等の物件を「**定率物件**」と呼んでいる。これら物件は、許可申請のあった場所ごとに道路価格を算出している。

一方で、電柱やガス管、突き出し看板等については、占用申請が膨大となり、個別に道路価格を算出することが実務上困難である。このため、23区及び市町村を甲、乙及び丙の所在地区分に分類した上で、所在地区分ごとに道路価格を設定し、当該価格に一定の率を乗じて得た金額を物件1本ごと、1mごとの占用料額としている。このような大量一括処理を行っている電柱、管類、看板、露店等の物件を「**定額物件**」と呼んでいる。

4. 定率物件①

$$\text{占用料の額} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積} \quad (\times \text{修正率})$$

道路価格

定率物件の占用料の算出における道路価格は、近傍類似の土地の時価としている。

同価格の算出においては、不動産鑑定士に評価を依頼したり、固定資産税評価額や路線価を用いて算出したりしている。

山間部に設けられた高速道路のSA等、近傍類似の土地が存在しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地の時価を道路価格としている。

参 考

道路法施行令（別表）

備考 七 Aは、近傍類似の土地（第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

4. 定率物件②

$$\text{占用料の額} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積} \quad (\times \text{修正率})$$

使用料率

使用料率とは、地価に対する一年当たりの賃料の割合に相当する率である。以前は、大蔵省が行政財産貸出における賃貸料算定に用いる利率を定めていたためこの数値を用いていたが、大蔵省が設定を取りやめたことから、平成20年施行の占用料改正から国土交通省道路局において独自に算定した値を用いている。

現在用いている定率物件の使用料率は、
2.79%（時価ベース）
である。

使用料率調査の概要

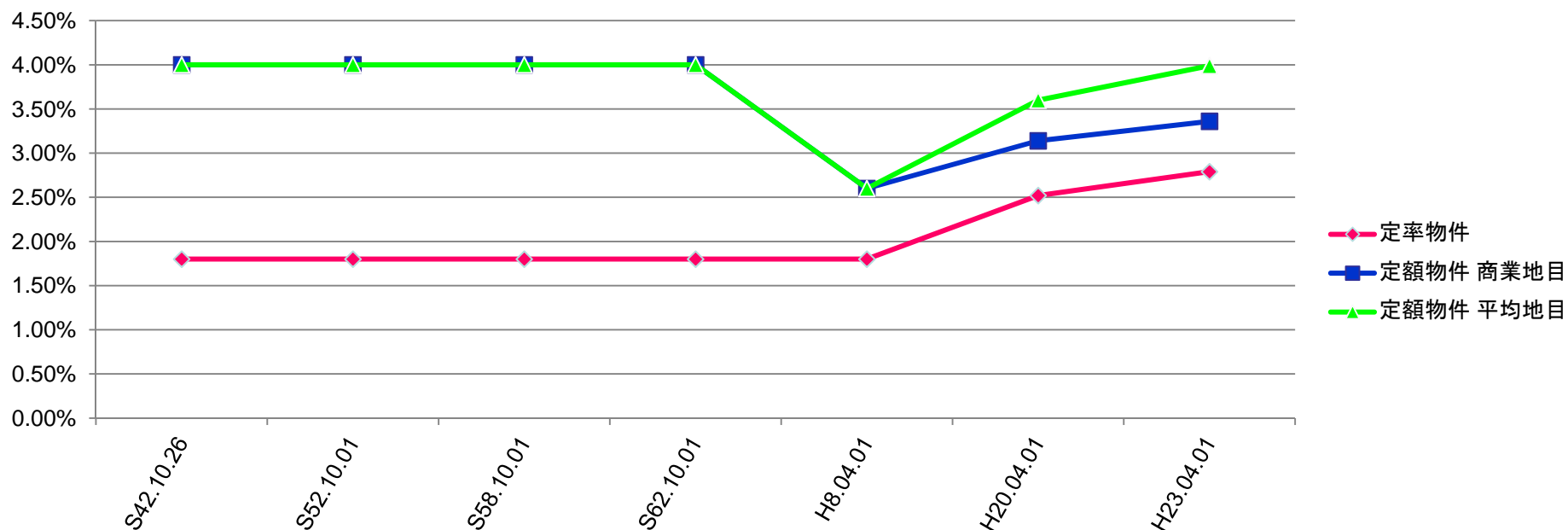
全市区町村を対象に、地価公示における用途区分の「商業地区」及び「宅地」のそれぞれを代表する調査地点を設定する。

当該調査地点の所在地域に精通した不動産鑑定士が、当該調査地点において土地の賃貸借を想定した賃料を査定し、賃料を公示価格で除した割合を各調査地点における使用料率とし、全市区町村の使用料率を平均して全国値を算出している。

想定する土地の賃貸借については、借地借家法の対象であるか否かが賃料に影響を与える重要な要素であることを踏まえ、占用に態様が類似し、かつ全国的な比較検証が可能なもの等の要件を満たすものとして、平面式（屋根なし）の月極駐車場としている。

4. 定率物件③

使用料率の推移



改正道路法施行令施行月日	定率物件	定額物件	
		商業地目	平均地目
S42. 10. 26	1. 80%	4. 00%	4. 00%
S52. 10. 1	1. 80%	4. 00%	4. 00%
S58. 10. 1	1. 80%	4. 00%	4. 00%
S62. 10. 1	1. 80%	4. 00%	4. 00%
H8. 4. 1	1. 80%	2. 60%	2. 60%
H20. 4. 1	2. 52%	3. 14%	3. 60%
H23. 4. 1	2. 79%	3. 36%	3. 99%

※定率物件は時価ベース

※定額物件は固定資産税評価額ベース

4. 定率物件④

$$\text{占用料の額} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積} \quad (\times \text{修正率})$$

修正率の適用理由

占用料の基本的な算定は、特段制約のない土地において地上を使用する場合を想定していることから、道路空間の一部のみを使用する物件や、土地利用に制約を受ける物件については、修正率を乗ずることにより、占用料を調整（減額）することとしている。

箇所別の修正率

○上	空		5 / 10
○地	下		3 / 10
○地下街又は地下室	1階まで		5 / 10
	2階まで		8 / 10
○高架下等の建築物	甲	地	3 / 7
	乙	地	4 / 7
	丙	地	7 / 10
○高架下等の底面利用			5 / 7
○道路上空に設ける建築物			7 / 10

(計算例)

$A \times 0.0279 \times 3/7 \div 0.012$
 \Rightarrow 時価の 1.2% を占用料額とする。



【トランクルーム：首都高速道路高架下（東京都）】

5. 定額物件①

定額物件を設ける理由

占用料は、物件を設けようとする道路の近傍類似の土地の時価に使用料率を乗じて個別に計算するのが基本であるが、電柱、電線、ガス管等、占用件数が膨大となる物件については、事務の合理化のため、物件1個ごと、1mごとの単価を定め、一括処理ができるようにしている。この対象になる物件を「定額物件」と呼ぶ。具体的には、電柱、電線、露店等がある。

$$\text{占用料の額} = \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{占用面積} \quad (\times \text{修正率})$$

所在地区分

物件ごとの単価を定める際、基礎となる道路価格を定める必要がある。この際、全国一律価格とすると、大都市部と地方部とで不公平が生ずることから、市町村単位で区分し、区分ごとに道路価格を算出している。この区分を「所在地区分」と呼んでいる。

現在、所在地区分は甲（東京23区+人口50万人以上の市）、乙（甲地以外の市）、及び丙（町村）に区分している。

5. 定額物件②

道路価格

定額物件は、専ら商業地域に置くことが想定されるもの（露店、看板等）と、どこにでも置かれ得るもの（電線、電柱等）が存在する。このため、道路価格も前者に適用する「商業地目」と後者に適用する「平均地目」の2種類を設定している。

<商業地目>

固定資産税評価における「商業地区」の地積と決定価格を用いて設定する。

具体的には、各所在地区分に属する市町村の「商業地区」の決定価格の総和を地積の総和で除して算出した額を当該所在地区分の商業地目の道路価格としている。

<平均地目>

固定資産税評価における「宅地」、「田」、「畑」、「山林」の地積と決定価格を用い、商業地目の算出と同様、各所在地区分ごとに「宅地」、「田畑」、「山林」の㎡当たり単価を定める。

道路の沿道利用状況及び道路整備のための造成により占用主体が物件を置きやすくなっていることに着目し、道路造成費を加味した次の式により平均地目を算出する。

平均地目の道路価格

$$\begin{aligned} &= \text{「宅地の㎡当たり単価」} \times \text{「道路交通センサスによる宅地の所在割合」} \\ &+ \left(\text{「田畑の㎡当たり単価」} + \text{道路造成費} \right) \times \text{「田畑の所在割合」} \\ &+ \left(\text{「山林の㎡当たり単価」} + \text{道路造成費} \right) \times \text{「山林の所在割合」} \end{aligned}$$

5. 定額物件③

道路価格

前頁記載の計算方式により算出した道路価格は次のとおり

	平均地目	商業地目
甲	51,482円/㎡	700,705円/㎡
乙	25,148円/㎡	60,888円/㎡
丙	20,516円/㎡	29,323円/㎡

平均地目の計算式

$$\begin{aligned} \text{甲} : & 121,308\text{円}/\text{m}^2 \times 27.4\% + (2,590\text{円}/\text{m}^2 + 23,276\text{円}/\text{m}^2) \times 50.9\% + (122\text{円}/\text{m}^2 + 23,276\text{円}/\text{m}^2) \times 21.7\% \\ & = 51,482\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{乙} : & 29,087\text{円}/\text{m}^2 \times 27.4\% + (538\text{円}/\text{m}^2 + 23,276\text{円}/\text{m}^2) \times 50.9\% + (27\text{円}/\text{m}^2 + 23,276\text{円}/\text{m}^2) \times 21.7\% \\ & = 25,148\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{丙} : & 12,922\text{円}/\text{m}^2 \times 27.4\% + (146\text{円}/\text{m}^2 + 23,276\text{円}/\text{m}^2) \times 50.9\% + (13\text{円}/\text{m}^2 + 23,276\text{円}/\text{m}^2) \times 21.7\% \\ & = 20,516\text{円}/\text{m}^2 \end{aligned}$$

5. 定額物件④

使用料率

定額物件の使用料率も国土交通省が独自に定めており、算定方式は定率物件の場合と同じ。ただし、平均地目と商業地目とに分かれるため、それぞれに使用料率を設定している。

平均地目に用いる使用料率 3.99%

商業地目に用いる使用料率 3.36%

※使用料率が定率物件の場合に比べて高いのは、道路価格が「固定資産税評価額ベース」（時価の7割）で算定されているため、使用料率も固定資産税評価額ベースとしているためである。

占用面積

1個単位、1m単位で占用料額を定めている物件については、標準モデルを設定し、その垂直投影面積を占用物件としている。ただし、広告については、表示面積を単位として算定している。

<第1種電柱の算定例>

第1種電柱は、電柱そのものに変圧器と添架されている電線3条×30mを基本として算定している。

$$\textcircled{1} \text{電柱} \cdots \text{半径}0.155\text{m} \times \text{半径}0.155\text{m} \times \pi (3.14) = 0.08\text{m}^2$$

$$\textcircled{2} \text{変圧器} \cdots \text{縦}0.16 \times \text{横}0.37 \times \text{上空に設ける物件の修正率}0.5 = 0.03\text{m}^2$$

$$\textcircled{3} \text{電線} \cdots \text{直径}0.01\text{m} \times 3 \text{条} \times 30\text{m} \times \text{上空に設ける物件の修正率}0.5 = 0.45\text{m}^2$$

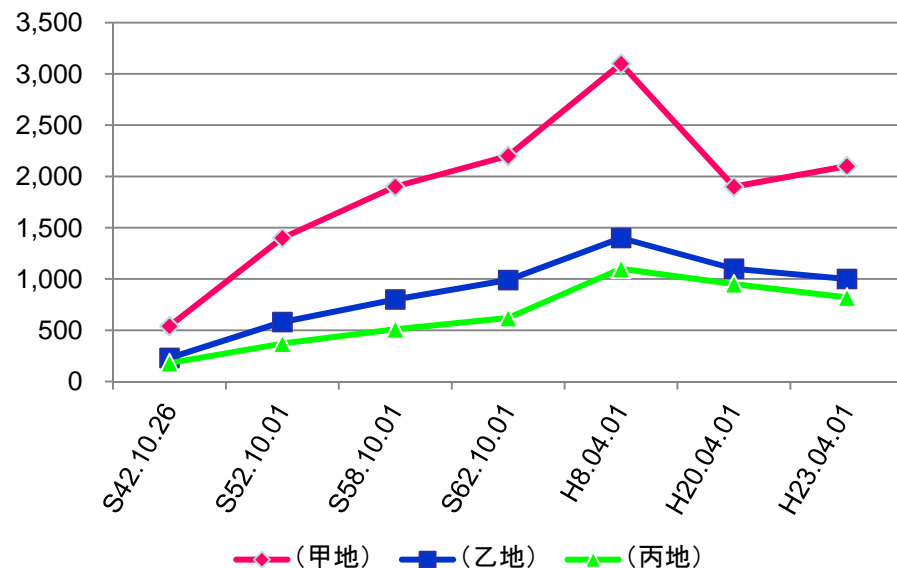
$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 0.56\text{m}^2$$

甲地の第一種電柱1本当たりの年間占用料額 $51,482\text{円}/\text{m}^2 \times 3.99\% \times 0.56\text{m}^2 \doteq 1,200\text{円}$

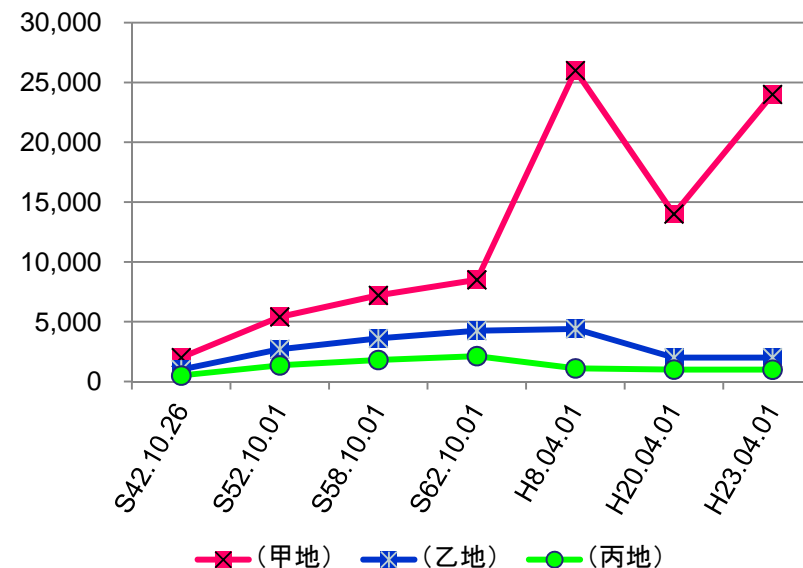
5. 定額物件⑤

定額物件の占用料の推移

法第32条第1項第1号に掲げる工作物(その他のもの)



看板(その他のもの)



(単位:円)

	S42.10.26	S52.10.1	S58.10.1	S62.10.1	H8.4.1	H20.4.1	H23.4.1
1号物件その他(甲地)	540	1,400	1,900	2,200	3,100	1,900	2,100
(乙地)	230	580	800	990	1,400	1,100	1,000
(丙地)	180	370	510	620	1,100	950	820
看板(甲地)	2,000	5,400	7,200	8,500	26,000	14,000	24,000
(乙地)	1,000	2,700	3,600	4,250	4,400	2,000	2,000
(丙地)	500	1,350	1,800	2,125	1,100	1,000	990

※甲地における単価である。

※「1号物件その他」とは、道路法施行令別表に掲げる「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の「その他のもの」である。

※「看板」とは、道路法施行令別表に掲げる「看板(アーチであるものを除く。)」の「その他のもの」である。

6. 収益比例占用料

導入の経緯

高速自動車国道等のSA・PAに設ける休憩所等は、高速自動車国道等の閉鎖性により通行者の選択性がなく、新規参入も限られることから、占有者はより独占的な利益を得ることが可能である。この特性を占用料の額に反映するため、平成10年に収益比例占用料を導入した。

対象物件

- ① 高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に設ける食事施設、購買施設、その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの
- ② 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

計算方式

道路法施行令別表により算出した額（①）と、当該施設における売上収入額に応じた額を算定する方法により算出した額（②）とを勘案して算定。

- ①道路法施行令別表に基づき算出した額：近傍類似の土地の時価×別表に定める率
- ②売上収入額に応じた額を算定する方法により算出した額：
休憩所等の売上収入額×（近傍類似地の純賃料／類似地の売上高）

6. 収益比例占用料

事例

< 姫路サービスエリア（平成22年度の占用料額） >

$$\begin{aligned}
 \text{①積算占用料単価} &= \text{近傍類似の土地の時価} \times \text{別表に定める率} \\
 &= 148,000\text{円}/\text{m}^2 \times 0.025 \\
 &= 3,700\text{円}/\text{m}^2
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②収益占用料単価} &= \text{前年度総売上高} \times (\text{近傍類似地の純賃料}/\text{類似地の売上高}) \\
 &\quad \div \text{占用面積} \\
 &= 319,285,214\text{円} \times 0.02379375 \div 1,253\text{m}^2 \\
 &= 6,063\text{円}/\text{m}^2
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{・決定占用料単価} &= (3,700 + 6,063) \div 2 \\
 &= 4,881\text{円}/\text{m}^2
 \end{aligned}$$

直轄国道においては、「近傍類似地の純賃料／類似地の売上高」につき、算定の便宜のために交通量に応じて次のとおりとしている。

交通量区分	近傍類似地の純賃料／類似地の売上高
前面交通量2万台以上／日	0.02379375
〃 1万台～2万台未満／日	0.01850625
〃 1万台未満／日	0.013725

7. 占用料を徴収できない場合

占用料を徴収できない場合

道路法上、占用料を徴収できない場合として、次の2つが定められている。

- ① 国の行う事業で政令で定めるものに係る場合
- ② 地方公共団体の行う事業で地方財政法第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合

参 考

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、**道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のもの**に係る場合においては、この限りでない。

2 （略）

道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（占用料を徴収しない国の事業）

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一般会計をもつて経理する事業
- 二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの

道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）

（企業性格を有しない事業）

第四条の五 令第十八条第二号に規定する企業性格を有しない事業で国土交通省令で定めるものは、国有林野事業（治山事業を除く。）以外の事業とする。

8. 政策減免①

政策減免

道路法において占用料を徴収することができない場合として法令に定められているもののほか、直轄国道においては、特に必要があると認める場合には、占用料を減額することとしている。これを政策減免と呼んでいる。

参 考

道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 （略）

2 （略）

3 **国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。**

一 応急仮設住宅

二 法第三十五条に規定する事業（前条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 （略）

8. 政策減免②

政策減免の例

占用料を減額している物件	減額率等
バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識 (理由) バス利用者及び地下鉄利用者の利便の増進に資するため	50%
地下街の通路部分 (理由) 公共の用に供する通路という公共性を有するため	免除
くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がないもの (理由) 道路利用者の利便の増進、道路環境の向上に資するため	免除
電柱支持柱 (理由) 主たる占用物件に比べ占用面積が著しく小さく、道路の構造又は交通に与える支障が小さいため	免除
地下街の通路の管理費 (理由) 経費節減の努力がなされているものの、収支決算に欠損金がある場合等に地下街の経営に配慮するため	通路の管理費の一部に相当する額

9. 激変緩和措置

激変緩和措置

既存の占用物件について、占用料が増額となる場合には、次の経過措置を設けている。

- ① 電気事業者、ガス事業者及び電気通信事業者が設ける占用物件に係る占用料の額は、道路占用許可事務を行っている各事務所に対し占用料の支払い業務を行っている事業所ごとに算出した占用料の額が前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料」という。）を越える場合には、当該調整占用料額とする。
- ② ①以外の占用物件に係る占用料の額は、各占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。

なお、激変緩和措置については、平成8年に設けられ、その時から調整占用料の率については変更されていない

事例

熊本市（甲地）とH22に合併した植木町（丙地）の看板の場合（1㎡当たりの年額）

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
政令で定める額	1,000円	14,000円	24,000円	24,000円
実額	1,000円	1,100円	1,210円	1,331円

10. 占用料収入の帰属

占用料収入の帰属

占用料は、原則として当該道路に要する費用の負担者である道路管理者の収入となる。
(道路法第64条及び道路法施行令第19条の3)

具体的には、

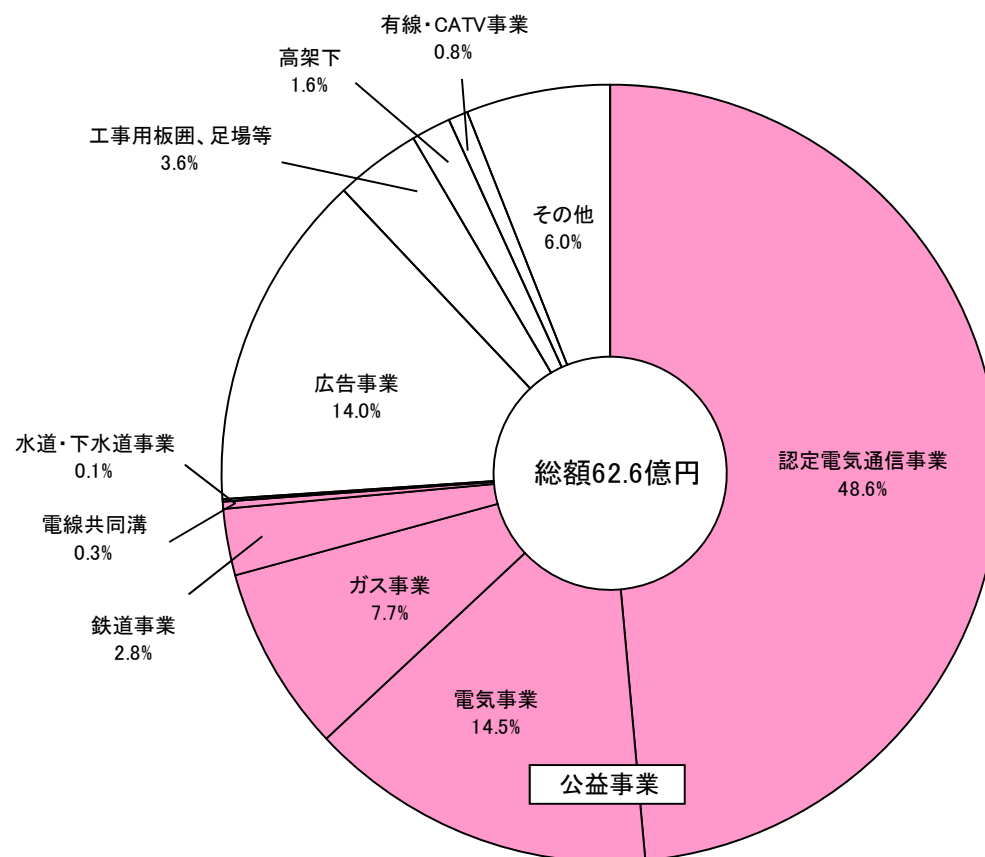
- ・ 直轄国道の場合は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定の雑収入。
- ・ (独)日本高速道路保有・債務返済機構が管理する道路の場合は、高速道路会社からの貸付料と併せて、借金返済に充当。
- ・ 各地方公共団体の管理する道路の場合は、各地方公共団体の一般会計の歳入。

11. 占用料の額

直轄国道における占用料額

- 直轄国道における占用料の総額は、約62.6億円（平成20年度）であり、電気、水道、ガス、通信等の公益事業に係る占用料が約75%を占める。
- 高速道路保有機構の管理する道路における占用料の総額は、約17.2億円（平成21年度）である。

平成20年度占用料収入における業種別割合（直轄国道）



12. 占用料に係る過去の改正一覧

改正時期	改正内容
昭和42年10月26日	指定区間内の国道に係る占用料の額を規定
昭和52年10月1日	道路価格の修正、管経の細分化、所在地区分の変更(甲地5市追加)
昭和58年10月1日	道路価格の修正、所在地区分の変更(甲地2市追加)
昭和62年10月1日	道路価格の修正、所在地区分の変更(甲地2市追加)
平成8年4月1日	道路価格の修正、使用料率・修正率の変更、物件区分の細分化等、所在地区分の変更(甲地1市追加、1市削除)
平成20年4月1日	道路価格の修正、使用料率・修正率の変更、管経の細分化等、所在地区分の変更(甲地6市追加)
平成23年4月1日	道路価格の修正、使用料率の変更、所在地区分の変更(甲地1市追加)

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）
 別表（第十九条関係）

法第三十二条第一 項第一号に掲げる 工作物							占 用 物 件	单 位	占 用 料		
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類			甲地	乙地	丙地
一本につき一年							一、二〇〇	五六〇	四六〇		
	一、八〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	二、三〇〇	一〇〇	八六〇	一、二〇〇	七〇〇		
			五〇〇	八〇〇	一、一〇〇	五〇	九〇〇	四一〇	九五〇		

物件	法第三十二条第一項第二号に掲げる								
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル	外径が〇・〇七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類
	長さ一メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年		一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年		長さ一メートルにつき一年
六二	四三	二、一〇〇	二四、〇〇〇	八六〇	二、一〇〇	六二〇	一、〇〇〇	六	一〇
三〇	二一	一、〇〇〇	二、〇〇〇	四二〇	一、〇〇〇	三〇〇	四九〇	三	五
二五	一七	八二〇	九九〇	三四〇	八二〇	二五〇	四〇〇	二	四

法第三十二条第二項第三号及び第四号に掲げる施設	ル未満のもの							
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの							
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの							
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの							
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの							
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの							
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの							
	外径が一メートル以上のもの							
占用面積一平方メートルにつき								
	二、一〇〇	一、二〇〇	六二〇	四三〇	二五〇	一八〇	一二〇	九二
	一、〇〇〇	六〇〇	三〇〇	二一〇	一二〇	九〇	六〇	四五
	八二〇	四九〇	二五〇	一七〇	九八	七四	四九	三七

第七條第一号に掲げる物件	法第三十二條第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	
			階数が二のもの		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	
看板（アーチであるものを除く。）	法第三十二條第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	階数が三以上のもの	一年	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	
			その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	
その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一日	二四〇	二〇	一〇
その他のもの	その他のもの	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
その他のもの	その他のもの	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇	二〇〇	九九
その他のもの	その他のもの	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	九九〇
				二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
				七、一〇〇	六一〇	三〇〇
				一二、〇〇〇	一、〇〇〇	四九〇

第七條第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設 用材料	第七條第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事		アーチ		幕（第七條第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	旗ざお		標識	一年
	一月	占有面積一平方メートルにつき	車道を横断するもの	その他のもの		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの		
			一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	二、四〇〇			二、四〇〇	二、四〇〇
二一〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	一、六〇〇	
一〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	二〇	二〇〇	二〇	八〇〇	
八二	九九	四九〇	九九〇	九九	一〇	九九	一〇	六五〇	

第七号第六号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	第七号第七号に掲げる施設		第七号第八号に掲げる施設及び自転車駐車場	
				建築物	その他のもの	建築物	その他のもの

占用面積一平方メートルにつき
一年

Aに〇・〇一 二を乗じて得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇一 二を乗じて得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得た額	Aに〇・〇一 四を乗じて得た額
				Aに〇・〇〇 九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇 一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇 四を乗じて得た額
				Aに〇・〇二乗じて得た額		

<p>第七号第九号に掲げる応急仮設建築物</p>	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一 二を乗じて得た額	Aに〇・〇一 六を乗じて得た額	Aに〇・〇二 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
<p>第七号第十号に掲げる器具</p>	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
<p>第七号第十一号に掲げる施設</p>	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額		
<p>備考</p> <p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 甲地 都の特別区に存する区域並びに札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王子市、横浜市、川崎市、相模</p>				

原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。

ロ 乙地 市の区域で甲地以外のものをいう。

ハ 丙地 町及び村の区域をいう。

三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第六号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十一号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。